

奈良県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動後	異動前	異動年月日
太田好紀	太田好紀後援会	主たる事務所の所在地	五條市岡口二―三―三六	五條市西吉野町城戸四〇八一―一	令和四年八月二日
小林茂樹	奈良政経研究会	主たる事務所の所在地	奈良市西大寺小坊町一―六	奈良市西大寺南町一―三	令和四年八月一日